

# 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画について

## 1 策定の経緯

平成30年度の国民健康保険制度の見直し（国保都道府県化）により、都道府県が財政運営の責任主体となりました。埼玉県は、平成29年度9月に埼玉県国民健康保険運営方針を定め、赤字市町村は赤字削減計画書を策定し、赤字の解消・削減を図ることとされました。

<赤字解消・削減計画>（赤字解消・削減対策取組み後の見込み）

	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	平成32年度 (令和2年度)	平成33年度 (令和3年度)	平成34年度 (令和4年度)	平成35年度 (令和5年度)
赤字額	11億2,577万円	10億1,464万円	10億8,070万円	8億6,426万円	9億1,735万円	6億3,218万円

## 2 これまでの本市の取組

本市では、平成30年3月に、計画期間を平成30年度から令和5年度までの6年間とする「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」を策定し、計画期間中に11億円の赤字を削減することを目標としています。取組の1つである保険税水準の見直しでは、令和元年度、令和3年度、令和5年度に3回の税率等の見直しを行い、削減目標額を9億円としております。このほか、医療費適正化対策による支出の削減や、収納率向上対策により、2億円の赤字削減を目指しています。

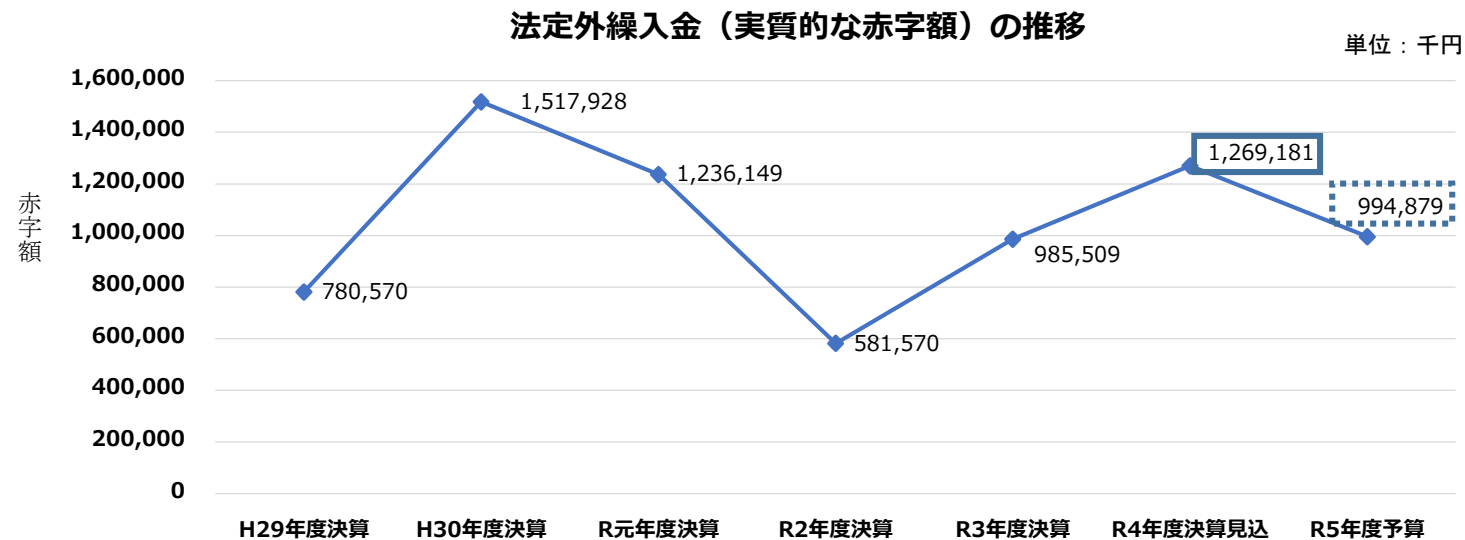
※ 資料1-3「赤字解消・削減計画実施状況」のとおり

## 3 本市の赤字額の現状

令和4年度の決算見込みでは、法定外繰入金は約12.44億円ですが、実質的な赤字額は、法定外繰入金額に前年度の繰越金の増減額を反映させる必要があることから、繰越金の減少額、約2,500万円を赤字として加算し、約12.7億円が実質的な赤字額となります。

また、令和5年度に保険税率等の見直しを実施していることから、赤字額は2.8億円程度、削減される見込みです。

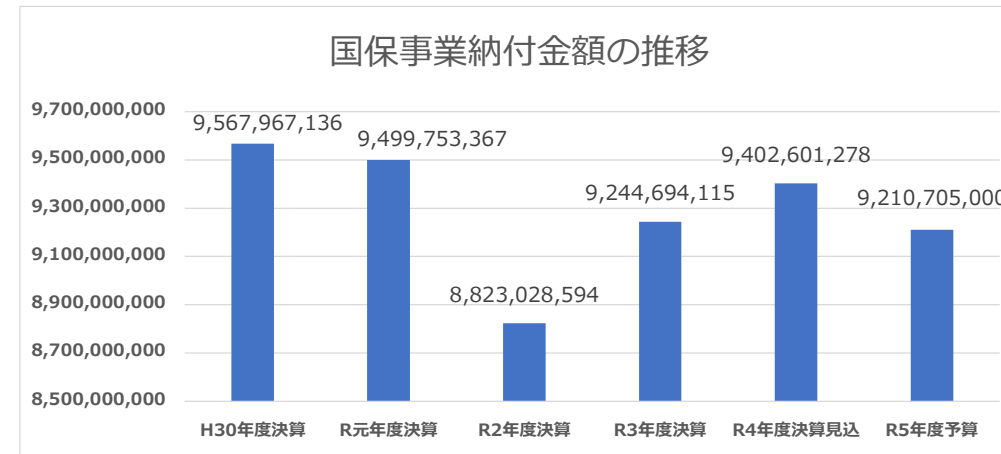
※ 実質的な赤字額 = 法定外繰入金額 + (前年度繰越金 - 今年度繰越金)  
 (12.7億円) (12.44億円) (12.17億円) (11.92億円)



## 4 国民健康保険事業費納付金額の推移

国民健康保険事業費納付金額（※）については、県が必要な費用を求め、国費等の財源を控除したのちに各市町村の負担分が按分されます。令和4年度まで、年度による納付金額の増減幅が大きくなっており、変動の少ない算定が望まれています。

- ・令和5年度の医療費については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けると見込み、増額されています。
- ・令和6年度以降の国保事業費納付金額については、県が見込みを作成し通知される予定です。



※ 国民健康保険事業費納付金額  
 県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、年度ごとに、県が市町村から徴収するもの

## 5 今後の進め方

令和2年12月に策定された第2期の埼玉県国民健康保険運営方針では、市町村ごとに異なる保険税水準の統一を図り、令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定することとされました。市町村ごとの標準保険税率については、県が毎年度示し、令和9年度に保険税率を準統一（市町村標準保険税率を適用）することとされています。



計画期間を令和8年度までに延長するとともに、赤字解消目標年度である令和8年度までに9億9千万円の法定外繰入金を解消する計画として、改定を実施

『埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）』における保険税水準の統一に向けた主な方針

- 赤字（法定外繰入）の削減・解消  
 ⇒令和8年度までに赤字（法定外繰入金）を解消する。
- 保険税水準の準統一  
 ⇒令和9年度に県内の保険税率を準統一
  - 県内の保険税率を、県が定める標準保険税率（市町村標準保険税率）に準統一  
 ※準統一（収納率格差以外の項目を統一）  
 ※市町村標準保険税率の適用により応能・応益割合が53対47に統一される  
 応能・応益割合 ⇒ 応能（所得割）と応益（均等割）の賦課比率
  - 賦課限度額を法定限度額に統一  
 ※令和9年度までに県内全ての市町村で賦課年度の法定限度額とすること。